

寒川町議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (交付対象) 第2条 政務活動費は、寒川町議会における会派(所属議員が2人以上の場合をいう。以下「会派」という。)及び議員の職にある者(____以下「議員」という。)に対して交付する。 ～ 略 ～ (交付の方法) 第4条 政務活動費は、毎年5月31日までに交付するものとする。____ ____ ____ (会派に対する政務活動費) 第5条 会派に対する政務活動費は、4月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員の数に年額240,000円を乗じて得た額とする。____ ____ ____ ____ ____ ____ (加える)	～ 略 ～ (交付対象) 第2条 政務活動費は、寒川町議会における会派(所属議員が2人以上の場合をいう。以下「会派」という。)及び議員の職にある者(会派に所属しない者に限る。以下「議員」という。)に対して交付する。 ～ 略 ～ (交付の方法) 第4条 政務活動費は、毎年5月31日までに交付するものとする。<u>ただし、年度の途中において議員の任期が始まる場合における政務活動費については、速やかに交付するものとする。</u> (会派に対する政務活動費) 第5条 会派に対する政務活動費は、4月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員の数に年額240,000円を乗じて得た額とする。<u>ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合については、基準日における当該会派の所属議員の数に年額240,000円を乗じて得た額を12で除して得た額に基準日の属する月から議員の任期が満了する日(以下「任期満了日」という。)の属する月までの月数を乗じて得た額とする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において議員の任期が始まる場合における会派に対する政務活動費は、当該会派が結成された日における当該会派の所属議員の数に年額240,000円を乗じて得た額を12で除して得た額に、当該任期が始まる日の属する月の翌月(当該任期が始まる日が月の初日に当たる場合は、当該任期が始まる日の属する月)から当該年度の3月(前項ただし書の規定の適用がある場合は、任期満了日の属する月)までの月数を乗じて得た額とする。</u>

2 (略)

(議員に対する政務活動費)

第6条 議員に対する政務活動費は、基準日に在職する議員に対して、年額240,000円を交付する。_____

2 年度の途中で新たに議員となつた者(一般選挙(解散による場合を除く。))により新たに議員となつた者を除く。)に対する政務活動費は、議員となつた日の属する月の翌月分(その日が月の初日の場合は、当月分)から月割りで交付する。

～略～

(収支報告書の提出)

第9条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は経理責任者であつた者及び議員又は議員であつた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事由が生じた日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(1) 第5条第2項に該当したとき。

(2)～(5) (略)

4・5 (略)

～略～

別記様式(第9条関係)

別紙のとおり

～略～

3 (略)

(議員に対する政務活動費)

第6条 議員に対する政務活動費は、基準日に在職する議員に対して、年額240,000円を交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、年額240,000円を12で除して得た額に基準日の属する月から任期満了日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において議員の任期が始まる場合における議員に対する政務活動費は、年額240,000円を12で除して得た額に当該任期が始まる日の属する月の翌月(当該任期が開始する日が月の初日に当たる場合は、当該任期が開始する日の属する月)から当該年度の3月(前項ただし書の規定の適用がある場合は、任期満了日の属する月)までの月数を乗じて得た額とする。

～略～

(収支報告書の提出)

第9条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は経理責任者であつた者及び議員又は議員であつた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事由が生じた日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(1) 第5条第3項に該当したとき。

(2)～(5) (略)

4・5 (略)

～略～

別記様式(第9条関係)

別紙のとおり

～略～

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行す
る。